

経済連携協定の構造

(物品貿易)

日タイ経済連携協定の例

譲許表において、タイ特恵税率を設定

協定本体

第18条 関税の撤廃

第18条第1項

1 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、一方の締約国は、附属書1の自国の表において関税の撤廃又は引下げの対象として指定した**他方の締約国の原産品**について、当該表に定める条件に従って、関税を撤廃し、又は引き下げる。

附属書1 第18条に関する表
一般的には「**譲許表**」と呼ばれている

第3章 原産地規則

【第27条 - 第49条】

附属書2 品目別規則

附属書3
原産地証明書の必要的記載事項

附属書4 ~ 7